第四十八条中「第四十五条第四項」を「第四十五条第五項」に改める。

第四十九条第一項第五号を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その変更が天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由による場合には、事後において、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出ることをもつて足りる。

第五十一条第三号中「第七条第一項又は第二項」を「第八条第一項」に、「第七条第一項、第二項若しくは第四項、法第二十二条において準用する法第八条又は法第二十二条において準用する法」を「法第八条第一項から第三項まで又は」に改める。

第五十四条の三第一項中「付録第六」を「付録第七」に、「按分（あん）した」を「按分した」に改める。

第五十六条第四項、第七項及び第九項並びに第五十八条中「第四十五条第四項」を「第四十五条第五項」に改める。

別表第一広島、高知の項中「広島、」を削り、同表熊本の項を削る。

付録第六を付録第七とし、付録第五の次に次の付録を加える。

付録第六（第九条第一項、第四十五条第三項関係）

$$\left(W+\frac{D}{P}\right)\times R+\frac{A}{P}$$

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数とする。

Rは、法第八条第一項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により競馬会、都道府県又は指定市町村が定める率とする。

Aは、法第九条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十二条において準用する場合を含む。）の加算金とする。

（日本中央競馬会法施行規則の一部改正）

第二条　日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第五号を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その変更が天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由による場合には、事後において、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出ることをもつて足りる。

第十条第二号中「第六条」を「（昭和二十三年法律第百五十八号）第七条」に、「第七条第一項又は第二項」を「第八条第一項」に、「同条第一項、第二項若しくは第四項、同法第八条」を「同項から同条第三項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

2　農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「設定する構造改革特別区域」の下に「（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）」を、「内閣総理大臣の認定」の下に「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を加え、同条の見出し及び条名を削り、同項に項番号を付する。